



<研究ノート>ケベック法における氏・名・性別

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大島, 俊之 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00001607

研究ノート

ケベック法における氏・名・性別

大 島 俊 之

目 次

- I はじめに
- II 氏・名・性別に関する規範の構造
- III 夫婦の氏
 - 1 1980年以前
 - 2 1980年以後
 - (1) ケベック民法典442条
 - (2) 妻の氏の使用慣行の例
 - (3) 妻の氏の使用慣行の要約
 - (4) 個人的経験（夫婦別氏制度の下で生活した際の筆者の失敗談）
- IV 子の氏
 - 1 父子関係・母子関係がともに確定している子の氏
 - (1) 1982年以前
 - (2) 1982年以後
 - 2 母子関係のみが確定している子の氏
 - 3 父子関係・母子関係がともに確定していない子の氏
 - 4 養子の氏
 - (1) 1980年以前
 - (2) 1980年以後
- V 氏の変更
 - 1 司法権による氏の変更
 - 2 行政権による氏の変更
 - (1) 要件
 - (2) 手続
 - (3) 公示
 - (4) 司法大臣による決定
 - 3 氏の変更の効果
- VI 名
 - 1 名の付与

2 名の変更

VII 性別の表示（性転換問題）

1 性転換に関する立法

2 性別の表示および名の変更

(1) 要件

(2) 手続

(3) 司法大臣による決定

3 性別の表示および名の変更の効果

〔資料1〕 旧法

A 1866年制定当時の下流カナダ民法典

B 1940年改正の下流カナダ民法典

C 1951年改正の下流カナダ民法典

〔資料2〕 改正草案

〔資料3〕 現行法

A 1982年改正の下流カナダ民法典

B 1980年制定のケベック民法典

C 氏名及びその他の身分事項の変更に関する法律

〔資料4〕 新法（未施行）

I はじめに

わが現行民法の起草段階においては、ケベックの民法典（正確には、当時の「下流カナダ民法典」）が参照された。法典調査会民法議事速記録では、「カナダ」とか「ローウエルカナダ」として、引用されている（ちなみに「加」として引用されているのは、カリフォルニア民法典のことである）。1例を挙げれば、債権者取消権の存続期間について定める現行426条の起草段階で、下流カナダ民法典1040条が参照されている。⁽¹⁾

しかし、その後、1世紀近くの間、わが国の民法学者がケベック民法に関心を示すことは極めて稀なことであった。

ところが、最近になって、夫婦の氏に関する文献においては、ケベック法に論及するものが多くなってきた。家族法研究者あるいは夫婦別氏運動の活動家の論文において、婚姻後も夫婦別氏を強制している例として、ケベック法が例示されることが非常に多くなったのである。

(1) 『法典調査会民法議事速記録』（商事法務研究会版）7巻133頁参照。

このような事態は、ケベック民法を研究する筆者にとって、非常に嬉しいことである。筆者には、わが国の夫婦の氏の在り方に関する研究・論争に直接的な形でタッチする意図・意欲はないが、この問題を契機として、ケベック民法に関心を持ってくださる方々が増加しつつあることは、喜ばしいことである。

ところで、夫婦の氏の問題に関する研究ではわが国の第一人者である大阪大学の床谷教授から、ケベックの夫婦別氏制について紹介するようにと度々お勧めいただいた。しかし、筆者の能力不足の他に、現在、ケベックでは、民法典改正作業の最終段階をむかえており、非常に解りにくい法構造になっている（「Ⅱ氏・名・性別に関する規範の構造」参照）という事情もあって、これまで、紹介論文の執筆を躊躇してきた。しかし、わが国の家族法学者を中心にケベック民法について関心が高まっている以上、現時点でケベック民法について紹介することは、筆者の責務かもしれないと考え直した。以下、非力を省みず、ケベック法について紹介することにする。

Ⅱ 氏・名・性別に関する規範の構造

現在、ケベックにおいては、民法典改正作業が最終段階をむかえており、過度期的事情から、民法は極めて複雑な構造になっている。2つの民法典が併存しており、それを念頭において、お読みいただきたい。⁽²⁾

まず、1866年8月1日から施行されている「下流カナダ民法典」がある。しかし、この民法典の制定当時には、氏名の決定に関する規定はなく、慣習に委ねられていた。本稿では、出生証書に関する規定を紹介している。それが「資料1」として紹介した「旧法」の「A1866年制定当時の下流カナダ民法典」である。出生証書に関する規定は、その後、1940年と1951年に改正されたので、それぞれ改正法の内容も紹介しておいた。それが、「資料1」の「旧法」の「B1940年改正の下流カナダ民法典」および「C1951年改正の下流カナダ民法典」である。

次に、1965年に、民法典改正委員会（Office de Révision du Code Civil）

(2) ケベックの民法典成立の沿革については、大島俊之「ケベック民法の性格——大陸法的伝統と英米法の影響」比較法研究48号、大島俊之「比較法学的見地から見たケベック民法」（日本カナダ学会編「カナダ研究の諸問題」所収）参照。

が設置され、民法典の全面的な改正作業が始まった。マギル大学のクレポー教授を委員長として、150名の著名な法律家の協力のもと、12年の歳月をかけて、1977年に最終的な改正草案と理由書が完成し、刊行された。この改正草案においては、氏名性別法は1つにまとめられている。〔資料2〕の「改正草案」として、その内容を紹介しておいた。この改正草案に基づいて、まず家族法の全面改正が完了した。それが、「ケベック民法典」(新民法典)の「第2編家族」である。そして、それに対応して、「下流カナダ民法典」の家族法部分は削除された。この「ケベック民法典」の「第2編家族」のなかの氏名法に関する規定を、〔資料3〕の「現行法」の「B1980年のケベック民法典」として紹介した。

ところが、「第2編家族」以外の部分の「ケベック民法典」の制定作業は、大幅に遅れた。そのため、改正草案の趣旨を採用して、「下流カナダ民法典」の規定の改正がなされた。それが、〔資料3〕の「現行法」の「A1982年改正の下流カナダ民法典」として紹介したものである。その他に、1977年には「氏名及びその他の身分事項の変更に關する法律」という単独の法律も制定された(改正草案の最終草案が活字印刷されて刊行されたのは、すでに述べたように1977年のことであるが、それ以前にも、各分野ごとにタイプ印刷された草案が公表されていた。このような事情から、改正草案の影響を受けて、1977年に単独の法律が成立することがあり得たのである)。この単独の法律について紹介したのが、〔資料3〕の「現行法」の「C氏名及びその他の身分事項の変更に關する法律」である。

その後、大幅に遅れていた、「第2編家族」以外の部分の「ケベック民法典」の制定作業が進展し、1987年に至って、「第1編人」、「第3編相続」および「第4編財産」の部分が成立した。しかし、これらの規定は、ただちに施行されずに、他の編の成立を待って、「ケベック民法典」全体として施行し、「下流カナダ民法典」を全面削除する予定になっている(1991年の予定であるが、果たして予定どおり進行するであろうか)。この「ケベック民法典」、「第1編人」の中の氏名性別法の規定を紹介したのが、〔資料4〕の「新法(未施行)」である。

以下では、現行法を中心として述べる。

III 夫婦の氏

1 1980年以前

1866年制定の「下流カナダ民法典」には、夫婦の氏に関する規定はなかった。したがって、夫婦の氏については、慣習に委ねられていた。

伝統的な慣習によれば、婚姻した妻は、夫の氏を取得する。このことは、判例によっても確認⁽³⁾されていた。

しかし、妻による夫の氏の使用は、義務的ではなかった。妻は、婚姻によって、夫の氏を取得するが、娘時代の氏を失うものではない。したがって、私権を行使する場合に、夫の氏と自己の娘時代の氏の双方を同時に使用することが可能⁽⁴⁾であった。

また、法的には、娘時代の氏を称することは可能であった。下流カナダ民法典の旧56 a 条（1951年改正法）は、次のように規定している。「出生証書中に記載された氏名、又は出生地の法律若しくは慣習によって真正なもののみなされた氏名は、立法府の法律によってのみ変更することができる。氏名が変更されない限り、各人は、自己の氏、及び自己の名のうち1個又は複数の名を使用⁽⁵⁾してのみ、私権を行使することができる。」

ところで、慣習によれば、夫が先に死亡した場合には、妻は夫の氏を失わないが、再婚した場合または離婚した場合には、夫の氏を失⁽⁵⁾う。離婚の場合につ

(3) Deleury et Cloutier, *Droit des personnes et de la famille, Les Personnes*, Québec, Université Laval, 1981, à la p. 78 et 79. (この文献は、タイプ印刷されたものでラヴァル大学法学部の学部内において配付されたものである)。

(4) Cf. Deleury et Cloutier, *op. cit., loc. cit.* なお、Pineau, *La Famille*, Montréal, Les Presses de l'Université de Montréal, 1982, à la p. 92 は、次のように述べている。「多くの人々は、妻は、婚姻することによって、娘時代の氏を喪失すると考えていたが、これは誤りである。娘時代の氏を保持しつつ、夫の氏を取得したのである。さすがに公証人は間違うことなく、以前から、婚姻している女性についても、娘時代の氏によって公正証書を作成していた。ただ、「だれそれの妻」という記載を付加していただけである」。

(5) Azard et Bisson, *Droit civil québécois*, Ottawa, Presses de l'Université d'Ottawa, 1971, à la p. 63.

いては、法律および判例はないが、離婚は婚姻を終了させるのであるから、妻は、例外的な場合を除き、先夫の氏を使用する権利を失う、と解されていた。⁽⁶⁾

2 1980年以後

(1) ケベック民法典442条

ところが、1980年に制定された「ケベック民法典」の442条は、「各配偶者は、婚姻後も、自己の氏名を維持する。各自の自己の氏名のもとで、私権を行使する。」と規定している。このように、婚姻によっても、妻は、氏を改めないことになった。このように、婚姻、離婚、再婚にかかわらず、女性の氏は不変である。このような氏を「娘時代の氏 (nom de jeune fille)」とか、「元来の氏 (nom d'origine)」とか、「正式の氏 (nom officiel)」とか、「法的な氏 (nom juridique)」とかと呼ぶ。

このような規定が置かれたことは、女性解放運動の勝利であると考えられる人もいる。しかし、これは、「ケベック民法典」の「第2編家族」の根本原理である男女平等の原則の論理的帰結にすぎない、と考える人もいる。⁽⁷⁾

ところで、慣習上、遠い昔から、婚姻した妻は、夫の氏によって呼ばれてきた。そこで、モニク・ウェレット氏は、ケベック民法典の施行前に婚姻した妻が希望するならば、夫の氏を使用する権利を持つべきである、と主張している。⁽⁸⁾ そして、経過措置によって、そのことが認められた。⁽⁹⁾

(2) 妻の氏の使用慣行の例

あるケベックの民法学者は、「社会生活において、夫の氏を称したいと希望する場合には、夫の氏を称することになんら障害はない。しかし、それには、

(6) Deleury et Cloutier, *op. cit.*, *loc. cit.*

(7) Cf. Deleury et Cloutier, *op. cit.*, p. 79.

(8) Ouellette, "La loi 89... évidemment", *Chronique de droit civil*, (1981) 41 *R. du B.* 279, à la p. 282; Pineau, *op. cit.*, p. 92.

(9) Pineau, *op. cit.*, *loc. cit.* によれば、1981年4月2日以前に婚姻した者は、希望するならば、1983年4月2日までに司法大臣に請求することによって、配偶者の氏を使用することができる、という内容のようであるが、その詳細については知ることができなかった。

法的な意味はない。」と述べている。⁽¹⁰⁾

筆者は、1983年～1984年、1989年にケベック市郊外のラヴァル大学に滞在していた。その際に見聞した実態を述べておこう。ラヴァル大学の法学部には、6・7名の婚姻している女性教授がいた（中年位の年齢の人ばかりであった）。これらの女性教授の研究室のドアの名札には、すべて、娘時代の氏と夫の氏を合成した結合氏が表記されていた。例えば、債権法の Thérèse ROUSEAU-HOULE 教授を例に挙げれば、娘時代の氏が ROUSSEAU であり、婚姻した夫の氏が HOULE である。この場合、研究室のドアの名札には、ROUSEAU-HOULE と表示される。これに対して、婚姻している男性教授には、結合氏を採用している例はない。したがって、研究室を訪問する場合、ノックする前に、その部屋の主が女性なのか男性なのか解るといふ点で、非常に便利であった。すなわち、結合氏であれば女性であり、そうでなければ男性である。なお、このような識別方法は、将来とも有効であるとはいえない。すなわち、後に、子の氏のところで述べるように、将来的には、性別にかかわらず、婚姻前から結合氏の者があり得るからである。

なお、法学部事務室から配付されたアルファベット順の教員名簿においては、Thérèse ROUSEAU-HOULE 教授は、夫の氏 HOULE に従って、Hのところ

配置されていた。これに対して、女性秘書の場合には（若奥さん位の年齢の人が多かった）、ドアの名札および名簿ともに、結合氏の表示は、1人だけであった。多くの女性秘書は婚姻していると思われるが、1個の氏で表示されていた。その1個だけの氏が娘時代の氏なのか、夫の氏なのかは解らなかつた。尋ねなかつたからである。

また、1980年以降に婚姻したのであらうと思われる学生夫婦の場合、完全な夫婦別氏である。たとえば、大学の裏門の近くにあったわれわれのアパルトマンには、多くの学生夫婦が住んでいたが、郵便受には、夫婦それぞれ別の氏が表示されていた。

他方、パーティなどの際に会った教授の母親や、学生の母親などの老夫人の

(10) Deleury et Cloutier, *op. cit.*, p. 79; V. Pineau, *op. cit.*, *loc. cit.*

場合には、夫の氏で呼ばれていた。

(3) 妻の氏の使用慣行の要約

法的には、女性の氏は娘時代の氏であるとはいっても、ケベック民法典施行後、まだあまり時間が経過していない現在では、それが社会生活の隅々まで貫徹されているわけではない。社会生活においては、女性の氏の使用に関する慣行は、様々である。

以下、筆者の限られた経験に、推測を加え、かつ、極めて簡略化して言えば、現在における女性の氏の使用に関する慣行は、次のようなものであろう。

① 1980年以前に婚姻した老夫人の場合 社会的には、夫の氏を使用して生活している例が圧倒的多数である。それは、彼女達が婚姻した当時、夫の氏を称するのが慣習であったのであり、その後、長期間、夫の氏を使用してきたからである。

もっとも、彼女達にとっても、娘時代の氏が法的には正式の氏である。したがって、訴訟など公的な局面では、娘時代の氏を使用しなければならない。したがって、彼女達の場合には、正式の氏（娘時代の氏）と慣行上の氏（夫の氏）とを使い分けているといえよう。

② 1980年以前に婚姻した中年夫人の場合 ラヴァル大学法学部の女性教授は、社会的には、娘時代の氏と夫の氏を合成した結合氏を使用している（大学のカリキュラム、教員名簿、著書、論文、名刺では、結合氏を使用している）。彼女達が婚姻した当時、夫の氏を称するのが慣習であったのであり、その後、ある程度の期間、夫の氏を使用してきたのであろう。したがって、夫の氏によって、ある程度の知名度があることになる。しかし、1980年のケベック民法典の規定により、娘時代の氏が法的には正式の氏とされたので、それまで使用してきた夫の氏の前に、娘時代の氏を挿入したものと思われる。実際には、そのようにして結合された娘時代の氏は、ミドルネームのようなものとして観念されているようである。教員名簿においても、娘時代の氏をミドルネーム風に小文字で記載し（氏は大文字で記載されている）、夫の氏とトゥレ・ドニヨン（ハイフン）で結合していない例もある。

もっとも、結合氏を使用している場合であっても、娘時代の氏が法的には正式の氏である。したがって、訴訟など公的な局面では、娘時代の氏を使用しな

なければならない。したがって、結合氏を使用している場合には、正式の氏（娘時代の氏）と慣行上の氏（結合氏）とを使い分けているといえよう。

③ 1980年以降に婚姻した若夫人の場合 社会的にも、娘時代の氏を使用し生活している例が圧倒的多数である。この場合には、正式の氏（娘時代の氏）と慣行上の氏との使分けはない。

(4) 個人的経験（夫婦別氏制度の下で生活した際の筆者の失敗談）

筆者が最初にケベックで生活を始めた当時（1983年）には、わが国には、消費税は導入されていなかった。しかし、ケベック州では、9パーセントの消費税が導入されていた。そこで99セントの物品を買い、1ドル紙幣を出して、つり銭をもらおうと考えていたところ、お金が足りないと言われたなどという経験を何度かした。

夫婦別氏制についても、夫婦同氏制のもとで生活してきた筆者は、同様の失敗を2度ばかり経験した。

まず、最初の失敗は、移民局でのことである。ケベック到着直後、滞在許可を得るために、移民局を訪れた。そこで、係官から、筆者の母親の婚姻前の氏について質問され、それを思い出すのに10秒間くらいもかかり、大いに赤面し、かつ、祖国の母に非常に申し訳なく思った。

第2の失敗談は、郵便受の問題である。アパートマンの賃貸借契約の際に、コンシエルジュ（管理人）から、郵便受に表示すべき氏名について聞かれ、筆者の氏を表記するように頼んだ。すなわち、妻の婚姻前の氏の表記を依頼するのを忘れたのである。その後、他の部屋の郵便受には、夫婦それぞれ別の氏が表記されているのに気が付いた。しかし、学生が多かったのも、彼らの多くは、コンキュビナージュ（内縁）やコアビタシオン（同棲）のカップルなのであろうと考えて、あいかわらず、妻の婚姻前の氏の表記を依頼しなかった。その後、妻が、大学の授業に登録することになった。その際、妻は、登録担当の大学職員から婚姻前の氏について質問され、婚姻前の氏で、すべての登録を行っ⁽¹¹⁾た。学期終了後、妻のクラスメイトにはディプロームが送られてきたのに、わ

(11) Pineau, *op. cit.*, p. 92 に、次のような記述がある。「現在、大学、弁護士会、公証人会、医師会などは、婚姻した女性についても、娘時代の氏以外の氏で登録することを認めていない」。

が家には到達しなかった。おそらくは、わが家の郵便受に妻の婚姻前の氏が表記されていなかったためであろう。

夫婦別氏制については、以上2つ以外には特に失敗をしなかった。知りあった直後から、氏ではなく、名で呼ぶ習慣に助けられた面が多いのであろう。成人間では氏で呼びあう日本においては、夫婦別氏制を導入すれば、筆者が経験した以上の失敗が多数発生することであろう（それでも、筆者は、夫婦別氏制の導入に賛成であるが）。

IV 子の氏

下流カナダ民法典56条によれば、子は、出生の際に氏を取得する。そして、親子関係を原因として氏が定まる。氏は、出生証書に記載される。子に氏を与えることは、親権の1内容と考えられている。

1 父子関係・母子関係がともに確定している子の氏

(1) 1982年以前

かつては、子の氏の決定は、慣習に委ねられていた。かつての慣習によれば、嫡出子は父の氏を称した。これに対して、非嫡出子は母の氏を称した。このように、氏の決定に関する慣習は、父系的家族観念を基づくものであった。

(2) 1982年以後

しかし、現在では、子の氏は、父母が選択するものとされている。この点では、父母が婚姻しているか否かは無関係である。1982年に制定された下流カナダ民法典の56.1条は次のように規定している。「子は、父及び母の選択により、1つ又は複数の名を与えられる。同様に、父母の氏のどちらか一方の氏を与えられ、又は父の氏及び母の氏から採った2個以下の部分から構成される結合氏を与えられる。」

このように、子の結合氏の構成部分の数について、2個以下に制限している。すなわち、父母がすでに結合氏を有している場合であっても、結合氏をさらに結合した氏は認められないのである。

以下では、例を挙げて説明する。⁽¹²⁾

① 父母の氏が結合氏でない場合 例えば、Julie Belley と Germain Giroux が、その間に生まれた子の氏を選ぶ場合には、選択肢としては、次の4つの氏がありうる。

Belley

Giroux

Belley-Giroux

Giroux-Belley

そして、Julie Belley と Germain Giroux の間に4人の子が生まれた場合には、それぞれの子に、異なる氏を与えることができる。例えば、次のとおりである。

第1子に、Réal Belley

第2子に、Lucien Giroux

第3子に、Raymonde Belley-Giroux

第4子に、Sylvie Giroux-Belley

② 父母の氏が結合氏である場合 そして、上の第4子 Sylvie Giroux-Belley が、Jacques Tancelin-Remillard と婚姻したとする。そして、その間に子が生まれ、Isabelle という名を与えたとする。Isabelle のための氏を選択肢としては、次の10の氏がある。

1 Isabelle Tancelin-Remillard (父の結合氏)

2 Isabelle Giroux-Belley (母の結合氏)

3 Isabelle Tancelin-Giroux (父の結合氏の前半+母の結合氏の前半)

4 Isabelle Tancelin-Belley (父の結合氏の前半+母の結合氏の後半)

5 Isabelle Remillard-Giroux (父の結合氏の後半+母の結合氏の前半)

6 Isabelle Remillard-Belley (父の結合氏の後半+母の結合氏の後半)

7 Isabelle Giroux-Tancelin (母の結合氏の前半+父の結合氏の前半)

8 Isabelle Giroux-Remillard (母の結合氏の前半+父の結合氏の後半)

(12) Deleury et Cloutier, *op. cit.*, p. 76 の内容に基づいて、筆者(大島)が作った例である。例として使用した氏は、筆者の知人・友人たちのものである。

9 Isabelle Belley-Tancelin (母の結合氏の後半+父の結合氏の前半)

10 Isabelle Belley-Remillard (母の結合氏の後半+父の結合氏の後半)

③ 父母の意見が一致しない場合 これらの氏のなかから子に付与すべき氏について、父母が合意に達しないときは、裁判所が、調停につとめた後に、決定する(ケベック民法典448条⁽¹³⁾)。

④ 経過措置 立法者は、経過措置を規定している⁽¹⁴⁾。それによれば、1981年4月2日以前に生まれた未成年の子は、1983年4月2日までに司法大臣に請求することによって、父及び母の氏を取得することができる。この請求は、「氏名及びその他の身分事項の変更に関する法律」の規定に従って行わなければならない。ただし、この法律が規定している広告の手続は免除される。

それでは、1983年当時すでに成年に達している者は、このような請求することができないのかという点について、当時のケベックの法律家の間では争いがあった⁽¹⁵⁾。

2 母子関係のみが確定している子の氏

母子関係のみが確定している子は、母の氏を称するとされてきた。現行法には、母子関係のみが確定している子の氏について明確に定めた規定がない(改正草案33条2項あるいは新法54条では、この場合、母の氏を称することは明確である)。母の氏を称することが当然と考えられたためであろう。

出生後に父から認知された場合には、子の氏の変更の可能性が開ける(V1参照)

3 父子関係・母子関係がともに確定していない子の氏

父子関係も母子関係も確定していない子については、出生登録を担当する公務員が氏を与える(下流カナダ民法典56.2条)。

(13) ケベック民法典448条は、次のような規定である。「夫及び妻が、権利の行使又は義務の履行に関して合意に達しないときは、夫及び妻の一方又は双方は、裁判所に訴えることができる。裁判所は、両当事者間の調停につとめた後、家族の利益のために決定する。」

(14) Cf. Deleury et Cloutier, *op. cit.*, p. 77.

(15) Ouellette, *op. cit.*, p. 281.

4 養子の氏

(1) 1980年以前

1866年の「下流カナダ民法典」には、養子に関する規定はなかつた。⁽¹⁶⁾ケベックにおいては、1923年に、はじめて養子法が制定された。しかし、養子法は、民法典の外に置かれた。その後、1969年に、この養子法は、大幅に改正された。この時代の養子の氏について、エディット・ドゥルリー教授及びアンドレ・クルチエ教授の教科書は、次のように述べている。⁽¹⁷⁾

「養子法によれば、養子縁組を許可した裁判所は、養子の氏を変更することができる。また、養親は、養子が取得すべき氏名及び名を、養子縁組の申立書に記載することができる(24条)。しかし、裁判所に自由裁量権があるのであって、裁判所は、養子の氏名の変更を拒否することもできる(38条b)。養子の氏名の変更が認められるか否かは、主として、子の出生の事情、養子縁組の時の子の年齢、養親家族との関係などによって決定される。親の知れない子、捨て子、非嫡出子が養子となった場合には、養親の氏を与えられるのが通常である。」。

(2) 1980年以降

1980年制定のケベック民法典624条は、養子の氏について次のように規定している。「養親又は養子が実方の氏及び名を維持することを求め、裁判所がその旨を決定した場合を除き、裁判所は、養親の選択した氏及び名を養子に付与する」。したがって、養親の氏に変更されるのが原則である、ということになる。

V 氏の変更

氏は、原則として不変である。しかし、2つの方法によって、氏を変更することができる。第1は、司法権による場合であり、第2は、行政権による場合である。

(16) ケベック養子法については、大島俊之「ケベック養子法の改正」大阪府立大学経済研究31巻4号=32巻1号参照。

(17) Deleury et Cloutier, *op. cit.*, p. 77-78.

1 司法権による氏の変更

下流カナダ民法典の56.3条（1982年改正）は、氏の変更が可能な4つの場合について規定している。

第1は、親子関係の変更の結果としての氏の変更である。この場合には、氏の変更は、付随的なものでしかない。それは、真の親子関係を確定する行為の結果でしかないのである。例えば、非嫡出子が出生後に認知された場合、あるいは裁判によって認知された場合が、それである。また、親子関係を否認・否定する申立が認められた場合である。

第2は、親権の喪失の場合である。

第3は、父母の一方が「不名誉な刑 (peine infamante)」すなわち、終身刑または死刑に処せられた場合である⁽¹⁸⁾。

第4は、氏名の変更を正当化する例外的な事情があり、父母が同意した場合である。

以上の場合には、父、母、未成年の子の後見人、または14歳以上の子自身が、普通裁判所に申し立てる（下流カナダ法典56.4条）。

2 行政権による氏の変更

(1) 要件

「氏名及びその他の身分事項の変更に関する法律」（以下では、この法律を「氏名変更法」と呼ぶ）の3条によれば、氏の変更を求めるためには、次の要件を満たしていなければならない。すなわち、①カナダ国民であること、②成年に達していること（満18歳以上——下流カナダ民法典246条・324条参照）、③1年以上ケベック州内に居住していること、および④氏名の変更の希望について「重大な事由」のあること、である。

「重大な事由」とはなにか。例えば、氏が珍奇 (ridicule) である場合、綴りが難しい場合、氏が外国の民族性を示している場合などがこれに当たる。さ

(18) 下流カナダ民法典56.3条のいう「不名誉な刑」とは、いわゆる破廉恥罪によって刑に処せられた場合を意味するのではなく、終身刑または死刑に処せられた場合を意味する。V. Deleury et Cloutier, *op. cit.*, p. 82.

らに、「事実上の養子」の場合が考えられる。⁽¹⁹⁾子が幼い頃から、親族または第三者の家庭で養育・教育されており、「事実上の養親」の氏で知られている場合には、氏の変更を請求することができる。

以上は、単なる例であって、司法大臣に自由裁量権がある。

(2) 手 続

司法大臣に、氏の変更を請求しなければならない（氏名変更法2条）。その請求の書面には、次の事項を記載しなければならない（氏名変更法3条）。

1. 氏の変更を希望する動機の概要。
2. 希望する新しい氏。
3. 請求時の住所及び過去5年間の住所。
4. 出生の年月日及び場所。
5. 父の氏名。
6. 母の娘時代の氏名。
7. 配偶者の婚姻前の氏名、及び婚姻の年月日及び場所。
8. 婚姻している場合には、請求が認められたときに、第8条の規定によって氏に変更されることになる子及び直系卑属の氏名、出生の年月日及び場所。
9. その他、司法大臣の要求する事項。

また、請求の書面には、次のものを添付しなければならない（氏名変更法4条）。

1. 可能な場合には、出生及び婚姻について記載した身分証書の認証ある謄本。
2. 次の事項を証明する請求者の宣誓書。①1年以上ケベック州内に居住していること、②請求の書面に記載した事項が真正であること、③真意に基づいて請求していること、及び記載した動機だけに基づいて請求していること。
3. 規定の手数料⁽²⁰⁾

(19) Deleury et Cloutier, *op. cit.*, p. 83.

(20) Deleury et Cloutier, *op. cit.*, p. 85. によれば、手数料は50ドルとのことである。ただし、これは、やや古い数字である。

さらに、例外的な場合を除いて、配偶者および未成年の子の同意が必要である（氏名変更法7条）。

(3) 公 示

請求は、一定の方法によって公示しなければならない。ケベック官報に公示し、また自己の住所地で発行・流布しているフランス語新聞1紙及び英語新聞1紙に、最低1週間1回の割合で、連続2週間以上、広告しなければならない（氏名変更法5条1項）。この広告には、請求が認められた場合に氏が変わることになる全ての人の氏名および住所を表示しなければならない（氏名変更法5条2項）。この広告は、詐欺を回避し、動機の正当性・真実性を確保するために行われるものである。

以上の他に、司法大臣は、必要と判断する場合には、補充的な広告を要求することができる（氏名変更法5条3項）。

(4) 司法大臣による決定

氏名変更法6条によれば、広告がなされてから30日が経過した後に、司法大臣は、氏名の変更の動機が十分なものであり、変更が適当であると判断する場合には、請求者の請求を認めるべきことになっている。

実際には、最後の広告がなされてから、1か月半から2か月くらいの期間は、提出書類が完全であるか否かの審査に費やされている。その後、判断を仰ぐために司法大臣のもとに書類が送られる。しかし、実際には、司法大臣は、判断を審議会に委ねている。したがって、実際に結論を出すのは審議会である。⁽²¹⁾

請求が認められた場合には、司法大臣から、証明書が発行され、ケベック官報に公示される（氏名変更法9条1項）。この証明書の謄本は、手数料さえ支払えば、誰でも入手することができる（氏名変更法9条2項）。また、この証明書の謄本は、司法大臣から、請求者の出生証書を管理する身分登録簿管理者に送付される（氏名変更法10条1項）。そして、証明書に合致する新しい出生証書が作成される（氏名変更法10条2項）。この新しい出生証書の作成によって、古い出生証書は無効となる。ミスを防ぐために、古い出生証書の余白に、

(21) Cf. Deleury et Cloutier, *op. cit.*, p. 86

新しい出生証書を参照すべき旨を記載する（氏名変更法10条3項）。

請求が認められなかった場合には、手数料は返還される（氏名変更法7条）。

3 氏の変更の効果

氏の変更は、請求者だけでなく、請求者の未成年の子、将来生まれてくる子、その他の卑属にも効力を及ぼす（氏名変更法8条）。

氏を変更した者は、新しい氏で、権利を行使することができる（氏名変更法11条）。氏名変更法11条は、「旧氏名で締結・取得した契約、合意、書面、証明書、保険証書、免状、学位、免許、登録、指名及び権利は、新しい氏名のもとで、締結・取得したものとみなす」と規定している。

遺贈および贈与については、新旧2つの氏で行われたものとみなされる（氏名変更法13条）。

なお、氏の変更は、訴訟手続を中断させない（氏名変更法15条）。

VI 名

1 名の付与

子の名は、父母が与える（下流カナダ民法典56.1条）。したがって、子に名を与えることは、氏を与えることと同様に、親権の1内容と考えられている。名の個数については、制限はない。

名の付与について、父母が合意に達しないときは、裁判所が、調停につとめた後に、決定する（ケベック民法典⁽²²⁾448条）。ただ、名の個数については制限がないので、父母の意見が一致しない場合にも、特段の問題はないように思われる。

慣習上、受理されない名があるとのことである。⁽²³⁾しかし、これは、政教分離の不完全な身分登録制度と関係する問題であり、この点は、別稿で論じることにした。

2 名の変更

名も原則として、氏と同様に、不変性の原則に従う。したがって、出生証書

(22) 注13参照。

(23) Cf. Deleury et Cloutier, *op. cit.*, p. 74.

で与えられた名は変更されないのが原則である。ただし、洗礼の際に与えられた名と異なる名が出生証書に記載されている場合、洗礼の際に与えられた名が出生証書中で脱落している場合には、⁽²⁴⁾ 司法的に訂正することは可能である。

養子縁組の場合にも、養親の希望する名に変更されるのが原則である（ケベック民法典624条）。

また、司法大臣に対する請求によって名の変更が認められることがある。これは、氏名変更法に基づくものである。

さらに、性転換の場合に、名の変更が認められることがある。しかし、これについては、次の「Ⅶ性別の表示（性転換問題）」で述べる。

Ⅶ 性別の表示（性転換問題）

1 性転換に関する立法

下流カナダ民法典54条によれば、性別は、出生証書の記載事項とされている。⁽²⁵⁾ したがって、「間性」の場合には、男性・女性のどちらかに分類するのが困難であるが、それでも、どちらかの性別に属するものとして、出生証書に記載しなければならないことになる。もっとも、この場合には、出生証書の作成の過程で錯誤があったものとして、以前から、更正手続きによって性別の表示⁽²⁶⁾の変更は可能であったと言われている。

しかし、問題は、「変性症」⁽²⁷⁾の場合である。ケベックの立法者は、1977年に、

(24) Cf. Deleury et Cloutier, *op. cit.*, p. 88. 判例としては, *In Re La Vega*, (1962) C. S. 684.

(25) 「間性」とは、ターナー症候群、クラインフェルター症候群あるいは半陰陽のような、性分化の異常をいう。間性の詳細については、大島俊之「性転換と法——戸籍訂正問題を中心として」判例タイムズ482号参照。

(26) Deleury et Cloutier, *op. cit.*, p. 97.

(27) 「変性症」とは、肉体上の性分化には異常がなく、かつ、本人も自己の肉体性については覚知しておりながら、しかも、人格的には、意識的にも無意識的にも、自分は肉体の性とは異なる性に属している、と確信している症候群をいう。変性症の詳細については、大島俊之「性転換と法——戸籍訂正問題を中心として」判例タイムズ482号参照。

変性症者がいわゆる性転換手術を受けた場合について、その性別表示の変更を認めるに至った。「氏名及びその他の身分事項の変更に関する法律」(本稿では、「氏名変更法」と略称してきた)の16条～22条の規定が、それである。

このように、いわゆる性転換手術を受けた者の性別表示および名の変更を認める旨を定めた特別法を制定している例としては、他に、スウェーデンの1972年4月21日の「特定の場合における性の確認に関する法律」、および西ドイツの1980年9月10日の「特定の場合における名の変更及び性の確認に関する法律」の例がある。⁽²⁸⁾したがって、ケベックのこの立法は、スウェーデンよりも遅れているが、西ドイツよりは早いことになる。

2 性別の表示および名の変更

(1) 要件

氏名変更法の16条によれば、性転換を原因として、出生証書中の性別の表示および名の変更を求めるためには、次の要件を満たしていなければならない。すなわち、①カナダ国民であること、②成年に達していること(満18歳以上——下流カナダ民法典246条・324条参照)、③1年以上ケベック州内に居住していること、④婚姻していないこと、および⑤性的外観を変更することを目的とする医学的処置または性器の構造を変更する外科手術を受けて成功したこと、である。

(2) 手続

司法大臣に、身分証書中の性別表示の変更および名の変更を請求しなければならない(氏名変更法17条)。

その請求の書面には、次の事項を記載しなければならない(氏名変更法18条)。

1. 処置を受けた者の出生証書に記載されている氏名および性別。
2. 新しい名を希望する場合には、その名。
3. 請求時の住所及びその前年の住所。

(28) スウェーデンの立法および西ドイツの立法については、大島俊之「性転換と法——戸籍訂正問題を中心として」判例タイムズ482号に翻訳がある。

また、請求の書面には、次のものを添付しなければならない。

1. 第16条の規定する処置について記載した医学上の証明書。これは当該領域において能力を有するケベックの医師によって発行されたものでなければならない。
2. 身分登録簿に記載されている請求者の出生証書の認証ある抄本。
3. 次の事項を証明する請求者の宣誓供述書。①カナダ国民であること、②1年以上ケベック州内に居住していること、③婚姻していないこと、④真意に基づいて請求していること、および⑤請求の書面に記載した事項が真正であること。
4. 場合によっては、離婚判決又は婚姻無効判決の謄本、配偶者の死亡証明書。
5. 規定の手数料。

以上の他に、司法大臣は、処置について記載した別の医師の証明書を要求することができる（氏名変更法20条・18条e号）。

(3) 司法大臣による決定

司法大臣は、請求者が氏名変更法の規定する要件を満たしているものと判断する場合には、性別の表示の変更、および請求者が希望する場合には名の変更を認める証明書を発行することができる。この場合には、ケベック官報に公示される（氏名変更法22条による9条1項の準用）。また、証明書の謄本を身分登録簿管理者に送付する（氏名変更法22条による10条1項・10.1条の準用）。そして、身分登録簿管理者は、新しい出生証書を作成する（氏名変更法22条による10条2項の準用）。

司法大臣が請求を拒絶した場合には、手数料は返還される（氏名変更法22条による7条の準用）。

3 性別の表示および名の変更の効果

性転換に基づく、性別の表示および名の変更の法的効果は、一般の氏名変更の場合と同様である（氏名変更法22条による11条～15条の準用）。したがって、司法大臣の証明書の謄本を提示して、例えば、パスポート、社会保険カード、健康保険カード、運転免許証その他の証明書の性別表示および名の変更を求め

ることができる（氏名変更法22条による11条の準用参照⁽²⁹⁾）。

最大の問題は、性転換手術を受けた者が、その新しい性別に属する者として、婚姻することができるか、ということである。ケベックの学説では、婚姻は可能であるとする見解がある⁽³⁰⁾。

〔資料1〕

旧 法

A 1866年制定当時の下流カナダ民法典

1866年に制定された当時の「下流カナダ民法典」の「第1編人」,「第2章身分証書」,「第2款出生証書」の規定は、次のとおりであった。

第2款 出生証書

第54条 出生証書には、子の出生の日、洗礼がなされた場合にはその日、性別及び付与された名を記載する。同様に、父及び母の氏、名、職業及び住所を記載する。代父母がある場合には、同様の記載をする。

第55条 出生証書には、作成した公務員の署名、父母がある場合にはその署名、及び代父母がある場合にはその署名を要する。署名することができない者がある場合には、その旨を記載する。

第56条 父母の一方又は双方の知れない子が公務員の面前に現れた場合には、証書にその旨を記載する。

B 1940年改正の下流カナダ民法典

1940年6月22日に改正され、1941年1月1日から施行された「下流カナダ民法典」の「第1編人」,「第2章身分証書」,「第2款出生証書」の規定は、次のとおりであった（下線部分が付加された）。

(29) Deleury et Cloutier, *op. cit.*, p.101.

(30) 性転換手術をした者の婚姻を認めるべきか否かについて論じた邦語文献としては、大島俊之「性転換と婚姻」大阪府立大学経済研究28巻3号がある。

第2款 出生証書

第54条 出生証書には、子の出生の日及び場所、洗礼がなされた場合にはその日、性別及び付与された名を記載する。同様に、父及び母の氏、名、職業及び住所を記載する。代父母がある場合には、同様の記載をする。

第55条 出生証書には、作成した公務員の署名、父母がある場合にはその署名、及び代父母がある場合には、その署名を要する。署名することができない者がある場合には、その旨を記載する。

第56条 父母の一方又は双方の知れない子が公務員の面前に現れた場合には、証書にその旨を記載する。

C 1951年改正の下流カナダ民法典

1951年に改正され、1951年3月14日から施行された「下流カナダ民法典」の「第1編人」、「第2章身分証書」、「第2款出生証書」の規定は、次のとおりであった（56 a 条が付加された）。

第2款 出生証書

第54条 出生証書には、子の出生の日及び場所、洗礼がなされた場合にはその日、性別及び付与された名を記載する。同様に、父及び母の氏、名、職業及び住所を記載する。代父母がある場合には、同様の記載をする。

第55条 出生証書には、作成した公務員の署名、父母がある場合にはその署名、及び代父母がある場合には、その署名を要する。署名することができない者がある場合には、その旨を記載する。

第56条 父母の一方又は双方の知れない子が公務員の面前に現れた場合には、証書にその旨を記載する。

第56 a 条 出生証書中に記載された氏名、又は出生地の法律若しくは慣習によって真正なものとなされた氏名は、立法府の法律に従ってのみ変更することができる。氏名が変更されない限り、各人は、自己の氏、及び自己の名のうち1個又は複数の名を使用してのみ、私権を行使することができる。

〔資料 2〕

改正草案

「ケベック民法典改正草案」の「第 1 編人」, 「第 2 章自然人」, 「第 3 節氏名及び肉体的性」の規定を紹介する。出典は, 1977年にケベック公刊局 (Editeur Officiel du Québec) から刊行された Office de Révision du Code Civil, *Rapport sur le Code Civil du Québec*, vol. 1, *Projet du Code Civil*, p.10 et s. である。

改正草案とは別に, 別冊の形で, 同じく公刊局から, 理由書が刊行されている。各条文の直後に, 「理由」として, その内容を紹介する。出典は, Office de Révision du Code Civil, *Rapport sur le Code Civil du Québec*, vol.2, *Commentaires*, t.1, p.31 et s. である。

第 3 節 氏名及び肉体的性

第 1 款 氏名の付与

第32条 すべての自然人は, 1 個の氏, 及び 2 個以上の名から構成される氏名を有し, 出生証書に記載される。

〔理由〕 本条は, 一般原則について規定するものである。2 個以上の名を要求している点は, 現在の慣行に沿ったものであり, 人の同一性を確認することを目的とするものである。一定の名が頻繁に用いられているという事情, 人口の増加およびコンピューターの利用の増大によって, このようなことが必要になった。

第33条 ①子は, 父の氏を取得する。

②しかし, 母子関係のみが確定している場合には, 子は, 母の氏を取得する。

〔理由〕 本条は, 現在の慣習を成文化したものである。現在, 法律は何も規定していないが, ケベックにおいては, 子は父の氏を取得するという慣習が存在する。⁽³¹⁾

(31) 一原注96—P. AZARD et A. F. BISSON, *op. cit.*, no 49, à la p. 61.

この規定は、配偶者間の平等という原則に反している⁽³²⁾。そこで、われわれは、比較法的見地から他国の法制度を研究してみた。他に、次のようないくつかの解決方法があり得よう。

第1の方法。子は、父の氏と母の氏を結合した氏を取得する。

第2の方法。父母が、かれらの2つの氏のなかから、子に与えるべき氏を選択する。

第3の方法。子は、つねに母の氏を称する。

第1の解決方法は、まず、どちらの氏を先にして結合するかという問題を生じさせる⁽³³⁾。

また、次の世代に問題を先送りすることになる、すなわち、子は、結合氏を取得するとしても、孫は、両親の結合氏のいずれかを選択しなければならないことになる。

第2の解決方法は、選択の時期の問題を生じさせる。婚姻の時に、将来生まれる子の氏を選択するのか。第1子の出生の時に選択するのか。子が生まれる度に選択するのか。すべての子が同一の氏を持つべきか。名の選択の他に、さらに氏の選択までつけ加えるべきか。この解決方法は、問題を極めて複雑にする。

理想的なのは、第3の解決方法であろう⁽³⁴⁾。この方法は、夫婦に対して独断的ではあるが、すべての子が、出生の事情のいかんにかかわらず、すなわち法的な父子関係が確定されているか否かにかかわらず、平等に取り扱われるという長所がある。この解決方法は、法的な親子関係よりも生物学的な親子関係を優先させるものである。しかし、この方法は、何世紀にもわたる伝統を混乱させるものであり、このような方法を提案することは、適切ではなからう。

(32) 一原注97—改正草案家族編41条参照。

(33) 一原注98—オンタリオ州では、1976年に、*The Vital Statistics Act*, R.S.O. 1970, c.483, s.6 が改正された。これは、子に対して、父の氏を前、母の氏を後にする結合氏を付与することを可能にするためのものである。

(34) 一原注99—M. OUELLETTE-LAUZON, *Chroniques régulières, Recommandations de l'O.R.C.C. concernant le nom et l'identité physique de la personne humaine*, (1976) R. du B. 408.

そこで、母子関係のみが確定している場合に、母の氏を付与することにした。このことは慣習に合致する⁽³⁵⁾。

子の父子関係も確定していない場合については、第34条で規定している。

第34条 父子関係も母子関係も確定していない子については、身分登録長官が氏名を付与する。

〔理由〕 本条は、新しく設けるものである。父も母も知れない子については、現在、身分登録官が氏名を付与しているが、身分登録長官が氏名を付与することにした⁽³⁶⁾。

第35条 父子関係を否認又は否定する訴えが裁判所によって認められた場合には、子は、それまで父とされてきた者の氏を失う。

〔理由〕 父子関係を否認・否定する訴えが裁判所によって認められた場合には、子とそれまで父と推定されてきた者の間の関係を消滅させる。子の氏は、法的に確定された父子関係の効果の1内容であるから、父子関係が消滅した場合には、子は、それまで父と推定されてきた者の氏を称する権利を失う。したがって、子は、母の氏を称することになる。

第36条 ①「家族編」第273条の規定する要件のもとで、父によって認知された子は、父の氏を称する権利を有する。

②前項の子は、申立により、身分登録の訂正を請求することができる。

〔理由〕 本条は、新しく設けるものである。子は父の氏を称するという一般原則から、出生の際に父子関係が確定していなかった子が認知された場合には、その効果として、身分登録の訂正を求めることができるとする方が望ましい⁽³⁷⁾。これは、父による任意認知の場合に関するものである。裁判認知の場合には、身分登録の訂正は自動的に行われる⁽³⁸⁾。

(35) —原注100—Voir P. B. MIGNAULT, *Le Droit civil canadien*, Montréal, Théorêt, 1896, t. 2, p. 138; J. CLARKE, *De la situation juridique des enfants naturels*, (1952), 5 *Thémis* 14, à la p. 17; J. PINEAU, *La situation juridique des enfants nés hors mariage*, (1973) 8 *R. J. T.* 209, à la p. 212.

(36) —原注101—P. AZARD et A. F. BISSON, *op. cit.*, no 49, p. 61.

(37) —原注102—改正草案家族編273条参照。

(38) —原注103—改正草案人編72条参照。

第37条 ①母によってのみ認知された子は、母の氏を称する権利を有する。

②前項の子は、申立により、身分登録の訂正を請求することができる。

〔理由〕 本条は、母による認知の場合に前条を適用するものである。

第38条 ①第36条及び第37条の請求は、父、母、未成年の子の法定代理人、又は満14歳以上の子が、裁判所に対して行うものとする。

②成年に達した子は、成年到達後2年以内に請求をしなければ権利を失う。

〔理由〕 14歳以上の未成年者には、自分自身で身分登録の訂正を請求する権利を認めることが望ましいであろう。

第39条 身分の変更に基づく氏の変更は、養子縁組の場合を除き、名の変更を生じさせない。

〔理由〕 本条は、新しく設けるものである。父子関係の否認・否定、あるいは子の出生後の認知の結果として氏に変更された場合にも、子の出生の時に付与された名は変更しないという原則に対する例外を設けることは必要でないし、望ましいことでもないであろう。

第40条 ①子の名は、親が選択する。

②親の意見が一致しない場合には、各親が、それぞれ1個の名を与える。

〔理由〕 現在、理論的には、嫡出子の名の選択権は、親権の効力の1内容であり、父にある⁽³⁹⁾。しかし、実際には、両親が共同して子の名を選択している。本条は、この慣習を成文化するものである。そして、両親の意見が一致しない場合に、その対等性を確保することを目的とするものである。

第41条 養子は、養親の氏を称する。養親が夫婦の場合には、夫の氏を称する。ただし、養親、養子又は後見人の請求に基づいて、裁判所が、実親の氏を称することを命じた場合、又は実親の氏と養親の氏を結合させることを命じた場合は、この限りでない。

第42条 ①養子の氏の変更は、養子の未成年の子で、同一の氏を称している者についても、同様の効果を持つ。

②ただし、養子の子で満14歳以上の者は、これに反対することができる。

(39) 一原注104—下流カナダ民法典243条参照。Voir P. AZARD et A. F. BISSON, *op. cit.*, no 51.

第43条 裁判所は、養親又は養子の請求に基づいて、子の名を変更することができる。

〔第41条、42条および43条の理由〕 これら3か条の規定は、養子法38条に由来するものである。しかし、養親が養子の名を選択するという原則は、現在、裁判所が完全な裁量権を持つことによって制限されている。養子を新しい家庭に収容するのであるから、養親の氏を与えることが望ましいであろう。氏は親子関係の効果であるからである。

家族法の改正草案は、現行法と同様に、成年者を養子とすることを認めている⁽⁴⁰⁾。したがって、養子に未成年の子があり、養子の氏を変更した場合に、同一の氏を称していた養子の子の氏も変更される旨を明らかにしておくことが望ましいであろう。ただし、養子の子のうち14歳以上の者は、これに反対することができる。

最後に、養親または養子自身の希望に従って裁判所が養子の名を変更することができる⁽⁴¹⁾とすることが望ましいと考えた。

第44条 人の氏名を変更する効果のある判決の謄本は、第38条、第41条、第42条及び第43条の規定に従い、裁判所の書記長又は書記から、身分登録長官に送付するものとする。

〔理由〕 本条は、身分の変更による氏名の変更を戸籍に記載することを確保するための規定である。本条は、身分登録に関する改正草案に合致している⁽⁴¹⁾。

第45条 配偶者は、婚姻の後も、相互に、自己の氏名を維持する。

〔理由〕 本条は、新しく設けるものである。民法典は、夫婦の氏の問題について規定していない。一般的な慣習によれば、夫が婚姻によって氏を変更した場合を除き、妻は、娘時代の氏を失うことなく、夫の氏を取得する⁽⁴²⁾。この慣

(40) 一原注105—養子法8条および改正草案家族編312条参照。

(41) 一原注106—改正草案人編72条参照。

(42) 一原注107—S. G. PARENT, *Le nom patronymique dans le droit québécois*, Thèse en vue du doctrat, Université Laval, Québec, 1951, p. 56-57; J. PINEAU, *La famille*, Les Presses de l'Université de Montréal, 1971, no 192, à la p. 175.

習は、間接的にはあるが、行政法規によっても承認されている。例えば、パスポートの取得に関する行政法規がそれである。⁽⁴³⁾

現行法の下においては、妻および寡婦は、娘時代の氏のもとで私権を行使することもできるし、夫の氏のもとでも私権を行使することができる。また、2つの氏を結合した氏のもとで、私権を行使することもできる。⁽⁴⁵⁾

氏の不変性の原則を尊重する規定、また夫婦平等の原則を確保する規定を設けるべきであろう。しかし、他方で、われわれの社会における慣習をも無視すべきではなかろう。まず、われわれは、両配偶者の氏から構成される結合氏を夫婦の氏とすることはできないであろうかと検討した。しかし、われわれは、この解決方法を断念した。その理由は、世代が下がるにつれて、氏が長くなるという致命的な欠陥があるからである。

また、われわれは、夫婦が、婚姻の際に、どちらか一方の氏または新たな氏を、夫婦の氏として選択するという解決方法も検討した。⁽⁴⁶⁾しかし、この解決方法は、身分登録官の事務執行に多大の困難をもたらせる。また、氏の変更を認めると、公示の確保を妨げることになる。現在では、夫婦の絆が弱くなりつつあり、離婚、別居、再婚の度に、何度も氏が変わることになるろう。

最終的に、われわれは、氏の不変性の原則を規定した。社会生活において

(43) 一原注108—この問題については、女性の地位に関する王立委員会の調査および勧告を参照。 *Rapport de la Commission royale d'enquête sur la situation de la femme au Canada*, Ottawa, Information Canada, 1970, p.266 et 461.

(44) 一原注109—この慣行は、広がりつつあるように思われる。この問題については、M. LEGARE, *L'exactitude du nom en matière d'acte notarié*, (1975) 79 R. du N. 202, à la p.204. 参照。

(45) 一原注110—Voir J. BEETZ, *Attribution et changement du nom patronymique*, (1956) 16 R. du N. 56, à la p.59; voir, également, *Harris v. Bosworthick*, (1966) C.S.82 (C. MAG.).

(46) 一原注111—この解決方法は、多くの国で採用されている。例えば、ポーランドの家族法23条および88条。ルーマニア、ドイツ民主共和国にも類似の制度が存在する。Voir, COLE, *La femme mariée, évolution récente de sa condition en droit et en fait; Europe orientale*, in *Travaux du 9 ième colloque international de droit comparé*, Editions de l'Université d'Ottawa, 1971, p.195 et s.

は、夫婦が配偶者の氏を使用することを認めつつ、法的生活においては、自己の氏を使用すべきものとするにされた。

第2款 氏名の変更

第46条 第1款の規定によって氏名が変更される場合のほかは、氏名の変更に
ついては、本款の規定に基づいて、身分登録長官の許可を得なければならない。
い。

〔理由〕 本条は、民法典56 a条および氏名変更法2条の規定に基づくものである。これらの規定は、国家の統制のもとでのみ、氏名の変更を認めている。

氏名の変更は、一般的な権利ではなく、特別に許可されるものである。手続きを簡素化するため、身分登録長官の管轄とした。

第47条 次の場合に、氏名の変更が許可される。

- 1 異常な音韻などにより、氏名の発音又は使用が極めて困難である場合。
- 2 氏名が珍奇又は不名誉なものである場合。
- 3 請求者の日常使用している氏名が、出生証書に記されている氏名と異なる場合。
- 4 その他、身分登録長官が正当と判断する事由が存する場合、又は抗告の際に裁判官が正当と判断する事由が存する場合。

〔理由〕 本条は、新しく設けるものである。本条は、氏名の変更が認められる事由について規定している。

第48条 1年以上ケベック州内に居住しているカナダ国民に限り、氏名の変更を請求することができる。

〔理由〕 本条は、氏名変更法3条に基づくものである。現行法が要求している1年以上の居住という要件を維持した。これは、ケベック州内に居住していないにもかかわらず、単に氏名を変更するためだけの目的で、ケベック州を訪れるというような事態を阻止するためである。

第49条 満14歳以上の未成年者は、単独で、氏名の変更を請求することができる。

〔理由〕 本条もまた、氏名変更法3条に基づくものである。現行法は、請

求者は成年者でなければならないとしているが、本条は、これを変更するものである。われわれの行った調査の結果からすれば、未成年者にも単独で氏名変更の請求を認めるのが望ましい。例えば、ある子が事実上の養子であるが、金銭上その他の理由によって、法的には養子縁組をしていない場合が、それである。

第50条 ①請求者の氏名が変更された場合には、それと同一の氏名を有している請求者の未成年の子の氏名も変更する。

②しかし、満14歳以上の子は、それに反対することができる。

〔理由〕 本条は、氏名変更法8条の規定を部分的に採用したものである。本条は請求者と同一の氏名を持つ請求者の子で、未成年である者は氏名変更の利益を受ける旨を明確にした。したがって、例えば、子と父が同じ氏名を持つ場合に、母が氏名の変更を請求したときは、母の氏名の変更は、子には影響を及ぼさない。

なお、氏名を変更した者の将来生まれてくる子または卑属の氏名についてまで、規定する必要はないであろう。子は、その出生の時の父の氏を取得するからである。

第3款 肉体的性の変更

第51条 1年以上ケベック州内に居住するカナダ人で婚姻していない者が、性的外観を変更することを目的とする医学的・外科的処置を受けて成功した場合には、身分登録長官に対して、出生証書の記載の変更を請求する権利を有する。

〔理由〕 本条は、新しく設けるものである。本条は、変性症者が、医学的規⁽⁴⁷⁾範に従って、いわゆる「性転換手術」を受けた場合に、出生証書中の性別の

(47) 一原注112—ここでは、性の転換ではなく、性別の外観の変容を問題にしている。なぜなら、人の性を変更することは不可能であるからである。Voir H. BENJAMIN, *The Transsexual Phenomenon*, New-York, Science House. 1968, p. 46; J. RANDELL, *Pre-operative and Post-operative Status of Male and Female Transsexuals* in R. Green, J. Money, éd., *Transsexualism and Sex-Reassignment*, *op. cit.*, 355, à la p. 367; *Corbett v. Corbett* (Otherwise Ashley), (1970) 2 W.L.R. 1306, (Prob. C.) aux p. 1323, 1324 et 1325 (Ormrod J.).

記載および名の変更を求める権利を与えるものである。⁽⁴⁸⁾

国家によって特別に許可される氏名の変更の場合とは異なり、本条の場合の出生証書中の名および性別の記載の変更は、性的な外観が変わった人間の権利の問題である。

しかし、肉体的外観の変更が禁止されている地域・国の者が、本条のメリットを受けるためにケベック州に殺到するのを阻止するために、本条は、請求者は1年以上ケベック州内に居住するカナダ人でなければならないとしている。⁽⁴⁹⁾

また、本条は、請求者が婚姻していないことを要件としている。独身者、寡婦、寡夫のいずれであってもよい。婚姻している者の請求を認めるとすると、外観上同じ性に属するよう見える者の間の婚姻を認めることになり、不都合である。⁽⁵⁰⁾

第52条 肉体的性の変更にともなう出生証書中の性別の記載及び名の変更は、新しい性的な外観に一致させることを目的としてのみ、認められる。

第53条 氏の変更は、それを正当化する例外的な事情があると身分登録長官が判断する場合に限って、認められる。

〔第52条および第53条の理由〕 これら2か条の規定は、新しく設けるものである。ヒューマニズムの観点から、変性症者に、出生証書中の性別の記載と名の変更を認めることが望ましいとしても、⁽⁵¹⁾ 氏の変更は、例外的な場合に限って認めるべきであろう。

第4款 氏名の変更及び肉体的性の変更の効果

第54条 氏名又は肉体的性の変更は、個人の権利義務には何ら影響を及ぼさな

(48) 一原注113—例えば、アルバータ州では、Vital Statistics Amendment Act, S. A. 1973, s. 2 により、またブリティッシュ・コロンビア州では、Act to Amend the Vital Statistics Act, S. B. C. 1973, c. 160, s. 3 により、「性転換」後における出生証書中の性別の記載の変更を認めている。

(49) 一原注114—また、外国の変性症者が殺到して、医療が混乱することがないようにと配慮した。Voir E. GROFFIER, *De certains aspects juridiques du transsexualisme dans le droit québécois*, (1975) 6 R. D. U. S. 114, à la p. 148.

(50) 一原注115—ブリティッシュ・コロンビア州の立法も、同様である。Voir Act to Amend the Vital Statistics Act, S. B. C. 1973, c. 160, s. 3.

(51) 一原注116—Voir G. BRENT, *Some Legal Problems of the Postoperative Transsexual*, (1972-73) 12 J. of Family Law 405, aux p. 410-413.

い。

第55条 氏名又は肉体的性を変更した者が、旧氏名又は古い肉体的性のもとで作成した証書、権利書その他の書面は、新氏名又は新しい肉体的性のもとで作成されたものとみなす。

第56条 氏名又は肉体的性を変更した者は、旧氏名又は古い肉体的性のもとで作成した証書、権利書その他の書面について、自己の費用をもって、新氏名又は新しい肉体的性に訂正することを請求することができる。

〔第54条、第55条および第56条の理由〕 これら3か条は、氏名変更法の11条から15条までの規定に基づくものである。ただ、その形式を単純化している。氏名または肉体的性を変更した者が継続して有する権利・義務を列挙する必要はないと思われる。権利および義務は、氏名又は肉体的性の変更によって影響を受けないという原則を規定するだけで充分であろう。

しかし、氏名または肉体的性を変更した者のために作成された証書、権利証その他の書面、例えば免状、運転免許証、パスポート⁽⁵²⁾、健康保険証などは、新しい氏名または新しい肉体的性のもとで作成されたものとみなす旨を規定しておくことが望ましいであろう。また、これらの者は、新しい氏名又は新しい肉体的性のもとで、これらの書面を訂正することを請求することができる旨を規定しておくべきであろう。

氏名または肉体的性を変更した者が、新しい氏名を使用すべきことは言うまでもない。この新しい氏名が、32条の意味における法的な氏名である。しかし、必要な場合に旧氏名を引用・参照することを禁じるものではない。

最後に、82条が、氏名を変更した者に対して、旧氏名を記載した出生証書の謄本を得ることを認めていることを付記しておこう。

第5款 氏名の使用及び保護

第57条 すべての者は、自己の氏名の尊重について権利を有する。

第58条 混同又は損害を生じさせる場合には、自己の氏名ではない氏名を冒用又は使用することができない。

(52) —原注117—連邦外務省の旅券局は、他のすべての要件を満たし、かつ、手術の性質を示す医学上の証明書があれば、新しい性別を記載したパスポートを発行するようである。Voir G. BRENT, *loc. cit.*, à la p. 406.

第59条 氏名を有する者、その配偶者及び直系親族は、その氏名の冒用の差止め、及び損害の賠償を請求することができる。

〔第57条、第58条および第59条の理由〕 これら3か条の規定は、学説によって認められてきた氏名権の概念を成文化するものである。⁽⁵³⁾

正当に氏名を有する者は、法的にその氏名を使用する権利のない者が自己の氏名を冒用することを差し止める権利を有する。また、そのような冒用による損害から自己を守る権利を有する。⁽⁵⁴⁾ この権利は、本人だけでなく、その氏名を有する者の配偶者、直系親族によっても行使することができる。

〔資料3〕

現 行 法

A 1982年改正の下流カナダ民法典

1982年に改正され、1982年11月16日から施行されている「下流カナダ民法典」の「第1編人」、「第2章身分証書」、「第2款出生証書」の規定は、次のとおりである（55.1条が新設され、56条が改正され、56 a条が削除され、56.1条、56.2条、56.3条および56.4条が新設された）。これが、現行法である。

第2款 出生証書

第54条 出生証書には、子の出生の日及び場所、洗礼がなされた場合にはその日、性別及び付与された名を記載する。同様に、父及び母の氏、名、職業及び住所を記載する。代父母がある場合には、同様の記載をする。

第55条 出生証書には、作成した公務員の署名、父母がある場合にはその署名、及び代父母がある場合には、その署名を要する。署名することができな

(53) —原注118—P. AZARD et A. F. BISSON, *op. cit.*, no 50, à la p. 64; S. G. PAPENT, *op. cit.*, p. 182 et s.; T. P. SLATTERY, *The Meaning and Effect of Article 55a C.C.*, (1953) 13 R. du B. 23, à la p. 24; voir, en droit français, Civ. 19 juin 1961, D. 1961. 544 (Affaire Boissy d'Anglas).

(54) —原注119—A. et R. NADEAU, *Traité pratique de la responsabilité civile délictuelle*, Montréal, Wilson & Lafleur, 1971, no 206, à la p. 223 et la Jurisprudence citée.

い者がある場合には、その旨を記載する。

第55.1条 養子の古い出生証書、新しく作成される養子の出生証書に記載すべき事項については、司法大臣の命令によって定める。

第56条 ①すべての人は、出生証書中で付与された氏、及び1個以上の名を有する。

②人は、自己の氏、及び1個又は複数の名のもとで、私権を行使する。

第56 a 条 〔削除〕

第56.1条 子は、父及び母の選択により、1個又は複数の名を与えられる。同様に、父母の氏のどちらかの一方の氏を与えられ、又は父の氏及び母の氏から採った2個以下の部分から構成される結合氏を与えられる。

第56.2条 父子関係も母子関係も確定していない子は、出生登録を担当する公務員によって与えられる氏名を持つ。

第56.3条 ①親子関係の変更があった場合、親権の喪失があった場合、又は父母の一方が不名誉な刑に処せられた場合には、裁判所は、出生証書中で与えられた氏名の変更を許可することができる。

②また、裁判所は、氏名の変更を正当とするような例外的な事情があり、かつ、父母が同意する場合には、氏名の変更を許可することができる。

第56.4条 裁判所に対する氏名の変更及び身分登録の更正の申立は、父、母、未成年者の後見人又は満14歳以上の未成年者自身によって行う。

B 1980年制定のケベック民法典

1980年に制定された「ケベック民法典」,「第2編家族」,「第1章婚姻」,「第6款婚姻の効果」,「第1目夫婦の権利義務」の中に、次のような規定がある。

第442条 各配偶者は、婚姻後も、自己の氏名を維持する。各配偶者は、自己の氏名のもとで、私権を行使する。

C 氏名及びその他の身分事項の変更に關する法律

1977年に施行された「氏名及びその他の身分事項の変更に關する法律」の全文を紹介する。その後、この法律はなん度か改正されているが、本稿では、

1988年6月15日現在の規定を紹介する。

第1款 氏名の変更

第1条 本款においては、異なる定めがない限り、次の語の意味は、以下のとおりとする。

- a) 「氏名」とは、名、及び家族名すなわち氏を意味する。
- b) 「氏名の変更」とは、自然人の氏名の変更、置換、付加又は削除など、あらゆる種類の変更を含む。

第2条 氏名の変更は、本款の規定に従った司法大臣による証明書の発行によって確定する。

第3条 1年以上ケベック州内に居住する成年のカナダ人で、氏名の変更の希望について重大な事由のある者は、以下の事項を記載した書面を司法大臣に提出することができる。

- a) 氏名の変更を請求する動機の概要。
- b) 希望する新しい氏名。
- c) 請求時の住所及び過去5年間の住所。
- d) 出生の年月日及び場所。
- e) 父の氏名。
- f) 母の氏名。
- g) 婚姻している場合には、配偶者の氏名、及び婚姻の年月日及び場所。
- h) 請求が認められた場合に、第8条の規定によって氏名が変更されることになる子及び直系卑属の名、出生の年月日及び場所。
- i) その他、司法大臣の要求する事項。

第4条 請求の際には、次のものを添付しなければならない。

- a) 可能な場合には、出生及び婚姻について記載した身分証書の認証ある謄本。
- b) 次の事項を証明する請求者の宣誓供述書。
 1. 1年以上ケベック州内に居住していたこと。
 2. 請求の書面に記載した事項が真正であること。
 3. 真意に基づいて請求していること、及び記載した動機だけに基づいて請求していること。

c) 規定の手数料。

第5条 ①請求者は、自己の請求をケベック州官報に公示しなければならない。また、請求者は、自己の住所地で発行され、又は流布しているフランス語新聞1紙及び英語新聞1紙に、最低1週間に1回の割合で連続2週間以上、広告しなければならない。

②前項の広告においては、請求が容認されると氏名が変更されることとなるすべての生存している者について、その各々の氏名及び住所を表示しなければならない。

③司法大臣は、必要と判断する場合には、さらに補充的な広告を要求することができる。

④請求者は、必要な広告を行ったことの証拠を提出しなければならない。

第6条 ①前条の最終の広告がなされてから30日が経過した後に、司法大臣は、氏名の変更の動機が充分なものであり、変更が妥当であると判断する場合には、請求者の請求を認める。ただし、司法大臣は、請求に変更を加えることが必要であると判断する場合には、そのような変更を加えることができる。

②正当と判断される例外的な事情がある場合を除き、配偶者及び満14歳以上の子の書面による同意がなければ、司法大臣は請求を認めることができない。

第7条 請求が拒絶された場合には、司法大臣は、所定の手数料を返還するものとする。

第8条 司法大臣の証明書による氏の変更は、未成年の子、その子の将来生まれる子、及びその他の卑属にも及ぶ。

第9条 ①司法大臣によって発行された証明書は、ケベック官報に公示する。

②あらゆる者は、必要な手数料を払って、証明書の謄本を入手することができる。

第10条 ①大臣は、請求者の出生証書を保管している身分登録簿管理者に、証明書の謄本を送付する。

②管理者は、身分登録簿に、証明書を転記し、証明書に合致する新たな出生証書を作成する。

③管理者は、請求者の出生証書の余白に、行われた変更を記載する。また、新しい出生証書の作成年及びページ数を記載する。

第10.1条 請求者がケベック州外で出生している場合には、司法大臣は、証明書の謄本を、請求者の出生証書を保管している身分登録簿管理者に送付しなければならない。

第10.2条 新しい出生証書は、請求者の古い出生証書と同じ年の身分登録簿に挿入する。

第11条 氏名変更の受益者は、新しい氏名のもとで、すべての権利、権限、特権及び利益を行使し、保有する。旧氏名のもとで締結・取得した契約、合意、書面、証明書、保険証書、免状、学位、免許、登記、登録、指名及び権利は、新しい氏名のもとで締結・取得したものとみなす。

第12条 受益者が、現在又は将来、不動産、動産その他の権利について、保持、受領又は譲渡しうるすべての権利は、新しい氏名のもとで、氏名を変更しなかった場合と同様に、行うことができる。

第13条 遺言、贈与書面、保険証書その他の書面で行った、あらゆる遺贈又は贈与は、新旧2つの氏名の双方で行われたものとみなす。

第14条 受益者の債権は、新しい氏名のもとで行使することができる。

第15条 氏名変更の受益者が当事者となっているケベック州の裁判所における手続は、氏名変更によって中断しない。裁判手続は、氏名の変更がなされなかった場合と同様に続行し、執行する。

第2款 性別の表示及び名の変更

第16条 本款は、1年以上ケベック州内に居住する成年のカナダ人で婚姻していない者が、性的外観を変更することを目的とする医学的処置又は性器の構造を変更する外科手術を受けて成功した場合に、適用する。

第17条 第16条に規定する者は、司法大臣に対する請求によって、身分証書に、性別の表示及び名の変更を記載することを請求することができる。

第18条 請求の書面には、次の事項を記載しなければならない。

- a) 処置を受けた者の出生証書に記載されている氏名。
- b) 新しい名を希望する場合には、その名。
- c) 請求時の住所及びその前年の住所。

- d) 出生証書に記載されている性別。及び、
- e) その他、司法大臣の要求する事項。

第19条 請求の際には、次のものを添付しなければならない。

- a) 第16条の規定する処置について記載した医学上の証明書。これは当該領域において能力を有するケベックの医師によって発行されたものでなければならない。
- b) 身分登録簿に記載されている請求者の出生証書の認証ある抄本。
- c) 次の事項を証明する請求者の宣誓供述書。
 - 1. カナダ国民であること。
 - 2. 1年以上ケベック州内に居住していること。
 - 3. 婚姻していないこと。
 - 4. 真意に基づいて請求していること。及び、
 - 5. 請求の書面に記載した事項が真正であること。
- d) 場合によっては、離婚判決又は婚姻無効判決の謄本、配偶者の死亡証明書。及び
- e) 規定の手数料。

第20条 第19条に規定された医学上の証明書の他に、大臣は、同一の領域について能力を有する他の医師によって発行された、処置について記載した証明書を要求することができる。

第21条 請求者が、第16条から第20条までの規定が定める要件を満たしている場合には、大臣は、請求を認め、性別の表示及び名の変更を証する証明書を発行することができる。

第22条 第7条、第9条、及び第10条から第15条までの規定は、本款の場合に準用する。

第3款 終 則

第23条 州政府は、ケベック官報に規則を掲載することによって、本法の規定する氏名の変更手続に関する手数料について定めることができる。また、本法の適用に必要と判断する事項について定めることができる。

第24条 身分登録に関する民法及び民事訴訟法の規定に従った身分証書又は登録の変更は、本法の意味における氏名の変更に該当しない。

第25条 本法は、1982年憲法（1982年連合王国議会の法令集第11章、カナダ法付則B）の第2条、及び第7条から第15条までの規定にかかわらず、その効力を有する。

〔資料4〕

新 法（未施行）

1987年4月15日に法律として成立し、1991年から施行が予定されている「ケベック民法典」の「第1編人」、「第3章人の身分に関する要素」、「第1節氏名」の規定は、次のとおりである。

第1節 氏 名

第1款 氏名の付与

第50条 すべての人は、出生の際に付与される1つの氏名を有し、その氏名が出生証書に記載される。

第51条 子は、父及び母の選択により、1個又は複数の名を与えられる。同様に、子は、父母の氏のどちらか一方の氏を与えられ、又は父の氏及び母の氏から採った2個以下の部分から構成される結合氏を与えられる。

第52条 ①〔子の〕氏の選択に関して意見が一致しない場合には、父が、父の氏から採った氏を1つ、母が母の氏から採った氏を1つ選び、それらを結合した名を身分登録長官が付与する。

②しかし、身分登録長官は、子の利益になる場合には、父又は母の氏の一方のみを付与することができる。

第53条 〔子の〕名の選択に関して意見が一致しない場合には、父が1つの名を選択し、母が1つの名を選択し、それら2つの名を身分登録長官が子に付与する。

第54条 父子関係又は母子関係の一方しか確定していない子は、それぞれの場合に応じて、父又は母の氏を取得し、父又は母の選択する1個又は複数の名を取得する。

第55条 親子関係の確定しない子は、身分登録長官が付与した氏名を取得す

る。

第2款 氏名の使用

第56条 すべての者は、自己の氏名の尊重について権利を有する。

第57条 すべての者は、自己の出生証書中において付与された1個又は複数の名を使用する。

第58条 自己の氏名以外の氏名を使用した者は、それによって生じた混同又は損害について責任を負う。

第59条 氏名を有する者、その配偶者又は近親者は、権利を持たない第三者による氏名の使用に反対し、それによる損害の賠償を請求することができる。

第3款 氏名の変更

第1目 総則

第60条 氏又は名の変更は、本款の規定に従った身分登録長官又は裁判所の許可がなければ生じない。

第2目 行政権による氏名の変更

第61条 ①身分登録長官は、次の場合に、氏名の変更を許可する権限を有する。

1. 通常使用している氏名が、出生証書に記されている氏名と一致していない場合。
2. 外国起源の氏名である場合、又は発音若しくは記載が極めて困難である場合。
3. 氏名が珍奇又は不名誉なものである場合。
4. 氏に、父の氏又は母の氏から採った部分を付加する場合。

②その他、身分登録長官の権限は、裁判所の専権に属する事項を除き、あらゆる事項に及ぶ。

第62条 ①1年以上ケベック州内に居住し、カナダ国籍を有する成年者は、氏名の変更を請求することができる。この請求は、氏に関するものである場合には、同一の氏又は氏の一部を有する未成年の子にも及ぶ。

②前項の者は、同様に、未成年の子の名の変更を請求ことができ、また子の氏に自己の氏から採った部分を付与することを請求することができる。

第63条 被後見人がカナダ国籍を有し、1年以上ケベック州内に居住している場合には、後見人は、被後見人の氏名の変更を請求することができる。

第64条 ①氏名の変更を請求した者は、その動機の概要を示し、父母の氏名、配偶者の氏名、子の氏名、子に別の親がある場合にはその氏名を示すものとする。

②請求者は、動機の概要及び記載した事項が真正であることを宣誓供述し、この請求に必要な書面を添付するものとする。

第65条 ①未成年者に関する氏名の変更は、重大な事由のある場合を除き、後見人又は満14歳以上の子自身が請求に反対していないときに限り、認められる。

②しかし、第61条第1項第4号の規定する場合には、未成年者は反対する権利を有する。

第66条 ①司法大臣が公序に基づいて特に公示を免除した場合を除き、身分登録長官は、氏名の変更を認める前に、請求を公示しなければならない。身分登録長官は、第三者が要求する場合には、その第三者の意見を公示する可能性を与えなければならない。

②身分登録長官は、請求者に対して、説明及び補充情報を要求することができる。

第67条 請求及び決定の公示等、氏名の変更に関して司法大臣が定めるその他の規則は、ケベック官報に公示する。

第3目 司法権による氏名の変更

第68条 ①親子関係の変更又は親権の喪失の場合における氏名の変更は、裁判所のみが権限を有する。

②また、未成年者の氏名から父の氏又は母の氏から採った部分を削除する請求の場合にも、同様とする。

第69条 ①満14歳以上の未成年者は、自己自身で、氏名変更の請求をすることができる。ただし、その請求は、親権者又は後見人に通知しなければならない。

②また、満14歳以上の未成年者は、氏名変更の請求に反対することができる。

第4目 氏名変更の効果

第70条 ①氏名の変更は、権限を有する機関の最終決定の時から、その効力を有する。

②司法大臣が公序に基づいて特に公示を免除した場合を除き、ケベック官報に公示する。

第71条 氏名の変更は、人の権利又は義務になんら変更をもたらせない。

第72条 ①氏名変更の前に作成された書面、又は旧氏名によって作成した書面は、新しい氏名のもとで作成されたものとみなす。

②氏名を変更した者又は利害関係人は、自己の費用によって、新氏名に訂正することを求めることができる。

第73条 氏名を変更した者が当事者となっている訴訟は、中断されることなく、新氏名のもとで続行する。

第4款 性別記載の変更

第74条 ①性的外観を変更することを目的とする医学的・外科的措置をうけて成功した者は、出生証書中の性別の記載の変更、及び希望するならば名の変更を請求することができる。

②成年者であり、婚姻しておらず、1年以上ケベック州内に居住しており、かつ、カナダ国籍を有する者に限り、前項の請求をすることができる。

第75条 請求は、身分登録長官に対して行う。請求に際しては、理由書の他に、処置又は手術をした医師の証明書を添付しなければならない。さらに、当該処置又は手術に関与しなかった医師であって、ケベック州内で業務を行っている者によって、請求者が当該処置又は手術を受けて成功している旨を証明するために発行された証明書を添付しなければならない。

第76条 性別記載の変更の請求は、氏名の変更の請求の場合と同様の手続及び公示を必要とする。

第77条 ①氏名変更の効果に関する規定は、性別記載の変更の場合に準用する。

②身分登録は、出生証書の記載に従うものとする。